

補助金チェックシート 産業生活部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	R6年度要求額(千円)
									R3	R4	R5		
1	産業観光課	産業振興支援補助金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H26	産業振興計画に基づき、市内の中小企業に必要な支援を行い産業の活性化を図る。	市内の中小企業を対象に販路拡大・新規事業・人材育成等への補助金支給等の支援を行う。	17,076	17,207	20,000	(1)継続するもの	21,000
2	産業観光課	空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	産業振興計画に基づき、中心市街地の空き店舗や空きオフィスの利活用を促進し、中心市街地の活性化ならびに創業支援、企業誘致を図る。	中心市街地内の空き店舗や空きオフィス等を活用して事業を開始する事業者に対し、改装に係る経費を補助	6,529	4,661	3,250	(1)継続するもの	7,000
3	産業観光課	企業立地促進奨励金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H30	本市の産業振興、雇用機会の拡大および人口減少の抑制を図る。	指定企業に対し、土地を除く固定資産税の収納額に相当する額(限度額3年間で5億円)を補助する。	76,357	12,188	3,500	(1)継続するもの	8,760
4	産業観光課	創業支援事業補助金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R5	丸亀市での特定創業支援等事業による支援を受けた方に対し、創業後の販路開拓に必要な経費を補助し、創業支援を行う。	創業後に必要な広告宣伝費や印刷製本費などの経費を補助する。	-	-	3,000	(1)継続するもの	3,000
5	産業観光課	丸亀商工会議所運営補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	商工業の振興を図ることにより、活力ある丸亀経済の形成と魅力あるまちづくりの実現	商工業の振興、中心市街地の活性化、産学官の連携を図るため、関係団体の当該事業運営に対し補助する。	6,000	6,000	6,000	(1)継続するもの	6,000
6	産業観光課	丸亀市飯綾商工会運営補助金	丸亀市飯綾商工会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	商工業者の経営改善に関する相談と指導を行い、丸亀市の経済振興を図る。	商工業の振興などを図るため、関係団体の当該事業運営に対し補助する。	5,000	5,000	5,000	(1)継続するもの	5,000
7	産業観光課	丸亀TMO運営等補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	商店街に賑わいを創出する事業を行い、本市経済の発展を図る。	平成11年度に策定した丸亀TMO構想の基幹である中心市街地活性化事業を横断的・総合的に調整・実施するために設立された丸亀TMO推進協議会(丸亀商工会議所が事務局)の事業運営に対し補助する。	1,100	1,100	1,100	(1)継続するもの	1,100
8	産業観光課	産学支援等事業補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H19	産(丸亀市中央商店街振興組合連合会)、学(地元学生)が連携し、企画立案し、商店街を舞台として実行するイベントを開催し、活性化を図る。	主催は丸亀商工会議所であり、丸亀市、丸亀市中央商店街振興組合連合会が共催として連携し、事業を補助する。	350	350	350	(1)継続するもの	100
9	産業観光課	キッズウィーク推進補助金	丸亀市キッズウィーク推進協議会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H30	学校等行事の振替休日を他の土・日曜日や祝日と組み合わせる新たな連休とするキッズウィークの推進し、国のプラスチックフリーとあわせて勤労者のワーク・ライフバランスの実現を目指す。	丸亀商工会議所を窓口とする丸亀市キッズウィーク推進協議会が実施する周知、学校等に対するアンケート調査やキッズウィーク行事の活動に対して補助する。	300	300	300	(1)継続するもの	500
10	産業観光課	丸亀商工会議所小規模事業者対策補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R5	小規模事業者の事業継続の支援強化を図る。	丸亀商工会議所が行う小規模事業者対策に対して補助する。	-	-	2,000	(1)継続するもの	2,000
11	産業観光課	丸亀市飯綾商工会小規模事業者対策補助金	丸亀市飯綾商工会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R5	小規模事業者の事業継続の支援強化を図る。	丸亀市飯綾商工会が行う小規模事業者対策に対して補助する。	-	-	1,000	(1)継続するもの	1,000
12	産業観光課	丸亀市中央商店街振興組合連合会補助金	丸亀中央商店街振興組合連合会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市民生活の向上・利便性への寄与・地域貢献のため、丸亀市の中央に位置する商店街の活性化を図る。	富屋町・通町・浜町・本町の店舗が会員である丸亀市中央商店街振興組合連合会が、商店街活性化を目的で行う事業に対し、補助する。	700	700	700	(1)継続するもの	700

補助金チェックシート 産業生活部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R6年度要求額(千円)
									R3	R4	R5	説明		
13	産業観光課	香川県うちわ協同組合連合会補助金	香川県うちわ協同組合連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	会員の相互扶助の精神に基づき、会員及びその組合員のために必要な共同事業を行うことで経済的地位の向上を図り丸亀うちわに関わる諸事業全体を推進する。	香川県うちわ協同組合連合会が行う丸亀うちわの発展・継承に努める技法後継講座や、国内外に向け振興を図る事業運営に対し補助する。	1,650	1,650	1,650	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,650
14	産業観光課	青木石材協同組合補助金	青木石材協同組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	石製品の啓発活動の推進と新規開発した「新ブランド」の告知活動及び販売活動 地場産品「青木石」の発信など 青年部はおしろまつりなど市の行事に参加貢献(賑わいを創出)	地場産品である青木石の共同販売を行い、青木石に関わる諸事業を推進している青木石材協同組合に対し、補助する。	220	220	220	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	220
15	産業観光課	伝統的工芸品産産地補助金	香川県うちわ協同組合連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	国の伝統工芸品である「丸亀うちわ」の技術・技法を伝承していく。	香川県うちわ協同組合連合会が実施する国の伝統的工芸品である丸亀うちわの振興のための後継者育成事業(振興事業)に対し、丸亀市伝統的工芸品産産地振興対策費補助金交付要綱に基づき補助する。	246	362	400	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	400
16	産業観光課	丸亀うちわニュー・マイスター認定等事業補助金	香川県うちわ協同組合連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H25	竹うちわの技術を伝承する目的で、香川県うちわ協同組合連合会が行う技術・技法講座の卒業生で伝統的な丸亀うちわの技術・技法(全工程)を身につけ、実際に竹うちわづくりに携わる職人を「丸亀うちわニュー・マイスター」として認定登録し、その認定登録制度の運営を補助する。	香川県うちわ協同組合連合会が竹うちわの技術を伝承する目的で、伝統的な丸亀うちわの技術・技法(全工程)を身につけ、実際に竹うちわづくりに携わる職人を「丸亀うちわニュー・マイスター」として認定登録し、その認定登録制度の運営を補助する。	157	275	300	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	300
17	産業観光課	丸亀うちわミュージアムイベント等運営補助金	香川県うちわ協同組合連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	R5	丸亀うちわミュージアムの移転を広くPRするとともに、施設の認知度向上を目的とする。	香川県うちわ協同組合連合会が開催する丸亀うちわミュージアムのPRを目的としたイベント等の運営を補助する。	-	-	1,852	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業等	0
18	産業観光課	中小企業融資制度保証料補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資返済の促進を図るため、予算の範囲内において保証協会に支払った保証料に相当する額を補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、約定どおり期限内に融資金を返済された人については、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付	742	1,708	1,200	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,200
19	産業観光課	中小企業融資制度利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利子のうち、年利1パーセントに相当する額(当該約定利子に係る利率が年利1パーセントを下回る場合は、当該約定利子の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、期限内に該当する年度の融資返還金を約定どおり返済された人については、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度6月末日までに申請しなければならない。	2,594	1,863	1,900	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,900
20	産業観光課	小規模事業者経営改善資金利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資を受けた者に対し、融資返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利子のうち、年利0.5パーセントに相当する額(当該約定利子に係る利率が年利0.5パーセントを下回る場合は、当該約定利子の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、最初の支払月から12ヶ月以内の融資返還金を約定どおり返済された人については、年利0.5%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、12ヶ月目の支払日から3ヶ月以内に申請しなければならない。	170	9	500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500

補助金チェックシート 産業生活部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R6年度要求額(千円)
									R3	R4	R5	説明		
21	産業観光課	団扇工業振興融資制度保証料補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算の範囲内において保証協会に支払った保証料に相当する額を補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、約定どおり期限内に融資金を返済された人には、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付	432	473	500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500
22	産業観光課	団扇工業振興融資制度利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利子のうち、年利1パーセントに相当する額(当該約定利子に係る利率が年利1パーセントを下回る場合は、当該約定利子の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、期限内に該当する年度の融資返還金を約定どおり返済された人には、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度6月末日までに申請しなければならない。	473	435	800	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	800
23	産業観光課	創業支援融資制度利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利子のうち、年利1パーセントに相当する額(当該約定利子に係る利率が年利1パーセントを下回る場合は、当該約定利子の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された人には、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度6月末日までに申請しなければならない。	174	126	70	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	70
24	産業観光課	創業支援融資制度保証料補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H19	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算の範囲内において保証協会に支払った保証料に相当する額を補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、約定どおり期限内に融資金を返済された人には、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付	0	80	30	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	30
25	産業観光課	丸亀うちわ産業発展支援事業補助金	香川県うちわ協同組合連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	R4	丸亀うちわを広くPRし、そのブランド力の強化、認知度向上を図る。	香川県うちわ協同組合連合会が丸亀うちわのブランド力の強化、認知度向上のために係る経費を補助する。	-	1,280	2,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,000
26	産業観光課	商業振興事業補助金	対象事業者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H28	産業振興計画の重点テーマである中心市街地の活性化に繋がる事業を支援し、地域の商業発展に繋げる。	商店街振興組合等が地域の商業の発展のために行う事業に対し事業費の1/4以内で補助する。	100	2,488	898	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	142
27	産業観光課	観光協会運営補助金	丸亀市観光協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	R5	丸亀市の観光振興を図るため組織である観光協会の事務局強化に寄与する。	観光協会運営のための人件費	-	-	6,795	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	6,795
28	産業観光課	あやうたふるさとまつり開催補助金	綾歌ふるさとまつり実行委員会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	綾歌地域の特産である「菊」の花をテーマに菊花展を開催するとともに、ふるさとの美・技・味等、趣向を凝らした多彩な催し物を行い、地域住民のふれあいの場として、人と地域文化の発展をめざす。	あやうたふるさとまつり開催に伴う費用	0	3,420	3,420	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	3,420
29	産業観光課	丸亀にぎわいプロジェクト補助金	四国家サポーターズクラブ	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	R4	港から丸亀城までの間で、地元企業や学生等が連携し、様々なイベントを行うことで、地域活性化・観光振興を図ることを目的とする。	四国家サポーターズクラブが行うイベント費用の一部	-	1,320	1,320	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,700
30	農林水産課	農業収入安定化支援対策事業補助金	新規加入者(R3年度は既加入者に補助)	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	R3	収入保険の新規加入者に補助金を交付し、加入促進を図る。	収入保険掛捨て保険料の1/2以内1経営体の上限100千円	2,850	542	413	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500
31	農林水産課	大型特殊免許取得費補助金	認定農業者認定新規就農者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R4	大型特殊免許等農業機械の免許取得に要する費用の一部を助成し、農業者の負担を軽減することで、担い手の経営支援を行い、丸亀市の農業振興を図る。	大型特殊免許取得に要する費用の1/2以内 上限5万円	-	234	50	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500

補助金チェックシート 産業生活部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R6年度 要求額 (千円)
									R3	R4	R5	説明		
32	農林水産課	農業共済組合補助金	香川県農業共済組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	農業災害補償法に基づき農作物共済、家畜共済等を実施することにより農家経営の安定を図り、農業生産力の発展に資する。	香川県農業共済組合の運営に対する補助金 補助率 定額	980	911	858	(1)継続するもの	ウ 他市町との協議等により、市の負担が決定している事業等	806
33	農林水産課	さぬき富士桃の里まつり開催補助金	さぬき富士桃の里まつり実行委員会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R1	飯山地域の特産品である桃の普及に努めることにより、まちの活性化や桃の消費・販路拡大を図り、銘柄産地をアピールすることを目的とする。	桃喰うまつりはじめ飯山地域の特産品である桃の普及に努めるなど、産業活性化を図るイベントに係る経費・委託料、関係団体に対する補助	0	500	1,700	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,700
34	農林水産課	グリーンツーリズム推進事業補助金	対象事業者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R3	都市と農村との交流の実践者や滞在拠点となる農林漁業体験民宿の経営者に対し支援を行い、交流人口の増大を通じ農村地域の活性化を図る。	農林漁家民宿の開業にあたり必要となった消防・防火施設の整備に要した費用に対し補助を行う。補助率1/2以内 上限150千円	150	0	0	(3)休止又は減額するもの	オ 短期的又は中長期的な事業等であって、適切な終期又は更新時期の設定がされていないもの	0
35	農林水産課	有害鳥獣捕獲事業補助金	猟友会丸亀支部 猟友会綾歌支部 飯山地区有害鳥獣対策協議会 丸亀市鳥獣被害防止対策協議会 本島地区地域づくり推進協議会 ふれ愛の町ひろしまを作る会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	有害鳥獣による水稲、野菜及び果樹園等の被害を食い止めるため、害鳥等の捕獲を目的とする。	有害鳥獣の捕獲を依頼する猟友会の運営に対する補助金 補助率 定額	1,572	1,754	1,442	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	1,832
36	農林水産課	経営所得安定対策等推進事業補助金	丸亀市地域農業再生協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H25	国において平成25年度から経営所得安定対策制度の実施に伴う推進活動のうち事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要経費を助成することを目的とする。	経営所得安定対策制度の実施を行う丸亀市地域農業再生協議会に対する補助金 補助率 定額	4,564	4,469	4,401	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	4,401
37	農林水産課	米麦生産振興総合対策事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	水稲における害虫の一斉駆除による被害防止及び麦類の優良種子導入による作付面積拡大と高品質生産を図ることを目的とする。	良質麦の種子購入及び病害虫防除薬剤購入等に対する補助金 補助率 5/100～15/100	2,828	2,919	2,990	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,990
38	農林水産課	園芸特産物生産振興総合対策事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	本市において栽培されている様々な園芸特産物の生産性向上と、高品質化を図るために優良種苗の導入や施設園芸における被覆資材の更新を積極的に行うことで農家の収益向上に繋げ、地域農業の発展を目指すことを目的とする。また、農業生産資材の不法投棄等をなくし、環境に配慮した農業の確立を目指す。	レタス、玉ねぎなどの指定野菜の種苗購入及び農業資材廃棄物処理費用に対する補助金 補助率15/100	1,368	1,408	1,344	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,296
39	農林水産課	果樹産地総合振興事業補助金	果樹生産農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	本市の特産品の「桃」について高品質生産及び極早生品種の導入による、他産地で出荷のない時期に出荷することで、市場における優位販売を行い、強い産地の確立を目指すことを目的とする。	市の特産物である桃の生産拡大及び品質向上のため二重袋及び苗木購入に対する補助金 補助率15/100	819	851	851	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,164
40	農林水産課	農業経営基盤強化資金利子助成金	認定農業者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成・支援することを目的とする。	農業経営基盤強化資金の借入れに係る利子助成金 県補助率1/2 市補助率1/2	30	25	20	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	30



補助金チェックシート 産業生活部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R6年度要求額(千円)
									R3	R4	R5	説明		
41	農林水産課	農業経営研究活動事業補助金	丸亀市農業経営者協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	自立経営志向農家の経営向上のため、自主的な学習等を推進することで、農業経営の健全な発展と、長期的安定を図り、農業経営者としての社会的地位及び経営基盤の確立に資することを目的とする。	丸亀市農業経営者協議会の運営に対する補助金 補助率 定額	200	400	400	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	400
42	農林水産課	農業生産組織活動事業補助金	香川県農業協同組合青壮年部丸亀支部	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀農業振興のため、農地有効利用を行い技術の向上に努め、地域農業の発展に努めるとともに、積極的な農業問題の解決にとり組み、農業の先駆者となることを期待する。	香川県農業協同組合青壮年部丸亀支部の運営に対する補助金 補助率 定額	130	130	130	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	130
43	農林水産課	生活研究活動事業補助金	丸亀市生活研究グループ連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	農村女性の持つ知恵、技、経験を活かし、住みよい環境づくりにつとめている。今後は食育にも力をいれ次世代への継承につながると思われる。	丸亀市生活研究グループ連絡協議会の運営に対する補助金 補助率 定額	300	300	300	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	300
44	農林水産課	新規就農者経営発展支援事業補助金	認定新規就農者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R4	認定新規就農者に対して、経営開始資金として最大1,000万円を支援し、新規就農者の定着を図る。	12.5万円/月(150万円/年)×最長3年間を給付 補助率:全額国費	-	3,000	3,750	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	13,500
45	農林水産課	環境保全型農業直接支援対策事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H23	環境に配慮した生産管理を行なう農業者に対して助成を行なうことにより、環境保全型農業の推進を図る。	有機栽培等環境を保全する農業生産を行なった農業者に補助金を交付する。国から農業者へ7,000円/10aを直接交付し県と市で7,000円/10aの補助金を交付する。	499	395	427	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	1,590
46	農林水産課	集落営農設立支援事業補助金	集落営農組織等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	集落営農組織の新規設立及び経営規模の拡大や多角化、複合化など高度な経営展開に向けた取組みを推進し、地域を支える担い手の確保・育成を図る。	集落営農を目指す集落に対して会議費等の助成を行なう。全額県費 定額10万/集落 集落営農組織が導入する農業用施設等に対する補助金 県補助率 1/3	0	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	100
47	農林水産課	集落営農法人化支援事業補助金	集落営農組織等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R4	集落営農組織の構成員の高齢化や減少が進む中で、組織の法人化に必要な経費を支援することで、集落営農の活性化、地域を支える担い手の確保・育成を図る。	組織の法人化に必要な経費を助成する。 定額25万円 全額国費	-	0	0	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	250
48	農林水産課	農地集積支援事業費補助金	市内農業者等	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H26	農地機構から新規借受する農業者に対する補助	機構から新規借受した農地に対し1.5万円/10a R6から1万円/10a	7,696	4,730	1,928	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	6,000
49	農林水産課	マッチング促進基盤整備事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R1	農地中間管理事業による農地マッチング活動を促進するため、条件の良い農地の簡易な基盤整備等を行う経費を支援し、農地の集積・集約化を図る。	暗渠排水の設置、法面への防草シートの施工等の簡易な基盤整備に係る経費の一部を補助する。 補助率:県3/5、市1/5、地元1/5	461	1,937	1,232	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	6,640
50	農林水産課	認定農業者農地集積支援事業費補助金	認定農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R5	農地の流動化を促進し、農地集積を通じて農業の担い手育成・確保及び農地の有効利用を図り、地域農業の振興と農長構造の改善を図る。	農地機構を通じて再借受を行った農地に対し10千円/10aを交付する。	-	-	896	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,000
51	農林水産課	明日の農業を守る鳥獣被害防止対策事業補助金	市内農業者等	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H26	有害鳥獣の田畑への侵入を防ぐ防護柵を設置しようとする農業者に対する補助	有害鳥獣侵入防止柵設置 補助率×1/2	1,892	2,828	1,271	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,920

補助金チェックシート 産業生活部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R6年度 要求額 (千円)
									R3	R4	R5	説明		
52	農林水産課	狩猟免許取得補助金	有害鳥獣捕獲従事者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H28	有害鳥獣捕獲従事者の拡充を図ること、有害鳥獣による農作物被害を防止する。	有害鳥獣捕獲従事者が新たに狩猟免許等取得する際の経費を補助する。補助率:10/10	0	74	365	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	250
53	農林水産課	有機JAS認証新規取得費補助金	有機農業等経営者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R5	有機農業はもとより、環境にやさしい農業に取り組む農業者に対し支援を行い、有機農業等の経営安定を図り有機農業等の取組み拡大に繋げる。	新たに有機JAS認証を取得する市内農業者に対し、取得に要する経費の1/2以内(上限150千円)	-	-	150	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	150
54	農林水産課	環境にやさしい農業推進事業補助金	有機農業等経営者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R5	有機農業はもとより、環境にやさしい農業に取り組む農業者に対し支援を行い、有機農業等の経営安定を図り有機農業等の取組み拡大に繋げる。	生産資材購入経費の1/2以内(上限250千円)	-	-	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500
55	農林水産課	かがわの水田農業競争力強化対策事業補助金	事業実施主体	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H23	力強い水田農業の確立を目的として、米麦生産力の確保を図るため、需用に見合う米麦生産の確保、売れる米づくりの推進及び水田農業における担い手の生産拡大や品質向上、経営の高度化などに対し香川県力強い水田農業対策事業と併せて支援する。	認定農業者等が生産規模の拡大や品質向上のために導入する農業機械等に対する補助金 県補助率30%、1/3 市補助率15/100	0	6,956	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	10,765
56	農林水産課	園芸産地づくり強化対策事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	園芸主要品目の産地づくりの推進を目的とする。	市特産の園芸作物の品質を向上させるために導入する農業用施設・機械の導入等に対する補助金 市補助率15/100	1,129	1,546	450	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	450
57	農林水産課	かがわ園芸産地活性化基盤整備事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	認定農業者等自立経営を目指す農業者等、産地の中核となる担い手の育成・確保により、地域農業の活性化と産地の強化を図ることを目的とする。	認定農業者等が生産規模の拡大や品質向上のために導入する園芸作物栽培用の農業機械及び施設等に対する補助金 県補助率1/3 市補助率15/100	5,990	9,026	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	30,052
58	農林水産課	産地生産基盤パワーアップ事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R3	認定農業者等自立経営を目指す農業者等、産地の中核となる担い手の育成・確保により、地域農業の活性化と産地の強化を図ることを目的とする。	認定農業者等が生産規模の拡大や品質向上のために導入する園芸作物栽培用の施設の資材費に対する補助金 国補助率1/2	11,870	16,881	0	(3)休止又は減額するもの	オ 短期的又は中長期的な事業等であって、適切な終期又は更新時期の設定がされていないもの	0
59	農林水産課	担い手確保・経営強化支援事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	R3	認定農業者等自立経営を目指す農業者等、産地の中核となる担い手の育成・確保により、地域農業の活性化と産地の強化を図ることを目的とする。	認定農業者等が生産規模の拡大や品質向上のために導入する園芸作物栽培用の施設や機械に対する補助金で融資補助になる。 国補助率1/2	25,000	0	0	(3)休止又は減額するもの	オ 短期的又は中長期的な事業等であって、適切な終期又は更新時期の設定がされていないもの	0
60	農林水産課	オリーブ生産拡大加速化事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	R3	県オリーブ生産拡大加速化事業補助金を活用する農業者に対して事業費の一部を助成し、農業者の負担を軽減することで、オリーブ生産振興を図る。	①苗木及び機械施設等整備に要する経費 ②未収益期間の管理経費の一部を補助 県補助率1/2、1/3以内、定額(事業内容による) 市補助率 事業費×15%(事業内容による)	64	397	0	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	0
61	農林水産課	集落営農施設整備等支援事業補助金	集落営農組織等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H26	農業生産法人が自らの経営発展のため導入する機械・施設に対して補助を行うことで、機械等導入に係るコストの低減を図り、法人経営の安定を目指す。	対象法人数 5法人(県)事業費×1/3(市)事業費×15%	10,654	15,017	21,620	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	7,159

補助金チェックシート 産業生活部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	R6年度要求額(千円)	
									R3	R4	R5			
62	農林水産課	新規就農者の経営発展支援事業補助金	新規就農者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	新規就農者が経営発展のために整備に必要な費用の助成を行なうことにより、新規就農者の経営発展を図る。	新規就農者が整備する農業機械及び施設等に対する補助金(県)事業費×1/3(市)事業費×15%	0	512	1,937	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	8,535
63	農林水産課	肉用牛産地育成事業補助金	香川県農協丸亀地区肉牛研究会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	肉牛肥育農家相互扶助と共同の精神に基づき、丸亀地区内肉牛肥育事業の振興並びに販売面の統一拡張改善を図り、農家経営の発展と経済的社会的地位の向上を期することを目的とする。	香川県農協丸亀地区肉牛研究会の運営に対する補助金補助率 定額	360	360	360	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	360
64	農林水産課	聖池維持管理事業補助金	丸亀市土地改良区他	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	土地改良施設(ため池、農業用水路等)の適正な維持管理を目的とする。	ため池等の維持管理の費用の一部を補助する。県と交互(2年に1度)	198	0	198	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	0
65	農林水産課	丸亀市土地改良区運営補助金	丸亀市土地改良区他	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市内の土地改良事業を行う団体が相互の連絡協調により、土地改良事業の円滑な推進を図る。	市内土地改良団体の運営に対する補助金	6,000	6,000	6,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	9,000
66	農林水産課	ため池草刈業務補助金	丸亀市土地改良区他	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	土地改良施設(ため池、農業用水路等)の適正な維持管理を目的とする。	ため池、農業用水路等の維持管理に要する費用の一部を補助する。	1,500	1,500	1,500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,500
67	農林水産課	多面的機能支払交付金事業補助金	市内農業者等(～H26 中讃地域協議会)	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H19	農業生産の基盤となる農地や農業用水をはじめ農村の環境や美しい景観を、農業者のみならず地域ぐるみで守り支えていくことを目的とする。	活動区域内の農振農用地面積を基に助成金額を算定する。市の負担割合は1/4。	141,368	138,556	135,113	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	154,414
68	農林水産課	単独県費補助土地改良事業補助金	丸亀市土地改良区他	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	土地改良区等が行う土地改良事業に対し、施設の進捗および農家の負担軽減等を図る。	土地改良区その他市長が適当と認める団体が行う土地改良事業に対し県の上乗せ補助補助率:市30～40% 県50%	38,551	30,987	119,983	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	41,635
69	農林水産課	地域計画実現化促進生産基盤整備事業補助金	丸亀市綾歌町土地改良区	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	R5	土地改良区等が行う土地改良事業に対し、施設の進捗および農家の負担軽減等を図る。	土地改良区その他市長が適当と認める団体が行う土地改良事業に対し県の上乗せ補助補助率:市40% 県60%	-	-	0	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	4,200
70	農林水産課	単独市費補助土地改良事業補助金	丸亀市土地改良区他	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	土地改良区等が行う簡易な土地改良事業に対し、施設の進捗および農家の負担軽減等を図る。	土地改良区その他市長が適当と認める団体が行う土地改良事業に対し補助金の交付を行う。補助率:90～95%	23,745	37,350	53,972	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	78,910
71	農林水産課	土地改良事業特別賦課金補助金	丸亀市土地改良区他	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R1	土地改良施設の改修工事に掛かる特別賦課金に対し、補助することにより、農家の負担を軽減する。	農家が負担する土地改良施設の改修工事に掛かる特別賦課金に対し補助補助率:50%、100%	0	232	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,000
72	農林水産課	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	丸亀市土地改良区他	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	土地改良施設管理者の管理意識の高揚を図るとともに、土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保に資することを目的とする。	農業水利施設等の改修の経費を5年間積み立てて行う事業の国・県の上乗せ補助補助率:市30% 国30% 県30%	4,056	2,382	3,117	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	2,502
73	農林水産課	農地耕作条件改善事業補助金	丸亀市土地改良区他	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	土地改良施設の改修工事に、上乗せ補助することにより、農家の負担を軽減する。	土地改良施設の改修工事に対する国・県の上乗せ補助補助率:市22.5% 国50% 県25%	2,049	0	97,444	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	29,018



補助金チェックシート 産業生活部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R6年度 要求額 (千円)
									R3	R4	R5	説明		
74	農林水産課	栗熊東生産森林組合運営補助金	栗熊東生産森林組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H4	組合員共同による森林経営等及びこれらに付帯する事業を行うことで、組合員の経済的社会的地位の向上を図る。	栗熊東生産森林組合で定めている義務的経費の一部を補助する。	140	140	140	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	140
75	農林水産課	丸亀地区水産振興対策協議会運営補助金	丸亀地区水産振興対策協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市における漁業の構造改善・漁業経営の近代化を図り、漁業者及び漁業従事者の所得の向上と生活の安定を図ることを目的とする。	丸亀地区水産振興対策協議会で定めている義務的経費の一部を補助する。	500	500	500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500
76	農林水産課	丸亀市淡水漁業組合運営補助金	丸亀市淡水漁業組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市における内水面漁業構造の改善、漁業経営の近代化を図り、漁業の生産力を強化して、漁業者及び漁業従事者の所得の向上と生活の安定を図ることを目的とする。	丸亀市淡水漁業組合で定めている義務的経費の一部を補助する。	150	70	150	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	150
77	農林水産課	漁船漁具保全施設設置事業補助金	本島漁業協同組合丸亀市漁業協同組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H17	漁船の耐久性の確保及び燃料効率の向上などによる経営コストの削減、作業の効率化が期待でき、水産業の振興や地域の活性化を図る。	制度等：市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率：補助対象経費の10分の6(県4/10、市2/10)。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	2,574	0	6,480	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	0
78	農林水産課	漁業用燃油価格高騰対策補助金	本島漁業協同組合丸亀市漁業協同組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	R4	新型コロナウイルス感染症拡大の影響や自然災害等による漁業収入の減少に対し、漁業経営の安定化を支援するため。	市内漁業者の漁船の操業に要する燃油購入費に対して補助する。	-	11,839	1,240	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,000
79	農林水産課	重要稚仔放流事業(海面)補助金(市単事業)	丸亀市漁業協同組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	水産資源の繁殖保護及び漁家経営の安定と所得の向上を図る。	制度等：市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率：補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	616	825	617	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補充して実施している事業等	1,000
80	農林水産課	重要稚仔放流事業(海面)補助金(県単事業)	丸亀地区水産振興対策協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	水産資源の繁殖保護及び漁家経営の安定と所得の向上を図る。	制度等：市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率：補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	2,800	3,000	3,000	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	3,000
81	農林水産課	海面清掃事業補助金	丸亀地区水産振興対策協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	漁業操業の安全確保を図るため、海面に浮遊したり海浜の打ち上げられた廃棄物を回収し、きれいな海を取り戻すことを目的とする。	制度等：市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率：補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	396	376	352	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補充して実施している事業等	400
82	農林水産課	漁場汚染防止事業補助金	中讃海域漁場環境整備協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	漁場を漂流する各種廃棄物を除去することにより、漁場環境の維持と水産資源の安全を図るとともに操業の安全を確保する。	制度等：市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率：補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	600	300	300	(1)継続するもの	ウ 他市町との協議等により、市の負担が決定している事業等	300
83	農林水産課	漁業近代化資金利子補給金	市内漁協の組合員	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	漁業の構造改善・漁場経営の近代化を図り、漁業者及び漁業従事者の所得の向上と生活の安定を図ることを目的とする。	制度等：漁業近代化資金を市内の漁業者等に融資する融資機関に対して、予算の範囲内で利子補給する。 補助率：利子の0.70%	27	10	69	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	300



補助金チェックシート 産業生活部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R6年度要求額(千円)
									R3	R4	R5	説明		
84	農林水産課	新型コロナウイルス感染症対策漁業経営長期資金利子補給金	市内に住所を有する市内漁業協同組合員又は漁業協同組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	R2	新型コロナウイルス感染症により直接的又は間接的に被害を受けた市内漁業者に対し、将来にわたって経営を維持・存続できる環境を整えることを目的とする。	制度等：新型コロナウイルス感染症対策漁業経営長期資金利子補給金を市内の漁業者等に融資する融資機関に対して、予算の範囲内で利子補給する。補助率：利子の0.10%	12	13	12	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	50
85	農林水産課	水産物等陸揚施設設置事業補助金	本島漁業協同組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	R6	老朽化により、危険である浮桟橋を改良し、漁業者の安心安全な施設とするともに、利便性の向上を図る。	制度等：市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。補助率：補助対象経費の10分の6(県4/10、市2/10)。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	-	-	-	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	16,000
86	生活環境課	交通対策協議会補助金	丸亀市交通対策協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	関係行政機関、関係民間団体等と連携し、交通の円滑化及び能率化並びに交通事故の防止に関する総合的な対策を樹立し、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。	丸亀市交通対策協議会が丸亀市内の交通安全推進活動を行うための費用補助	7,400	8,500	9,000	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	9,000
87	生活環境課	高齢者運転免許証自主返納支援事業経歴証明書交付手数料補助金	市内に在住し、運転免許証を有効期間内に自主返納し、運転経歴証明書交付を受けた65歳以上の高齢者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R1	高齢者による交通事故の抑制を図るため、高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを支援する。	運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を交付するための手数料補助(1,100円)	462	462	385	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	550
88	生活環境課	自転車用ヘルメット購入費補助金	市内の中学生以下の子ども又は65才以上の高齢者で自転車用のヘルメットを購入した者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	R6	自転車乗用中の交通事故による被害を軽減させるためヘルメット着用を促進することに對する補助を行う。	自転車用ヘルメット購入に要する費用の助成1個につき2,000円(上限)	-	-	-	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	5,600
89	生活環境課	防犯協会補助金	丸亀・普通寺・多度津地区防犯協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市内における犯罪抑止活動を推進し、市民が安全安心に暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、自分自身を守る力を高めるため意識啓発に取り組む。	市民の安心安全な暮らしを推進するための活動費用補助	4,662	4,695	4,693	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	4,677
90	生活環境課	共同使用墓地整備補助金	共同墓地の整備を行う当該共同使用墓地を管理する自治会や団体	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市営墓地だけではまかないきれない現状から既存の共同墓地の管理運営に寄与するため墓地の整備に対し補助を行う。	水道引き込み事業費の10分の4(臨時)岡田上地区の整備補助 事業費の10分の5	128	0	1,887	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	200
91	生活環境課	離島火葬場運営補助金	本島火葬場運営協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	島しょ部の火葬場である本島火葬場の運営に対し補助することで離島の風習や利便性・公衆衛生を保つことを目的とする。	本島火葬場運営費の補助及び火葬業務1件につき3万円	350	350	410	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	410
92	生活環境課	香川県食品衛生協会運営補助金	香川県食品衛生協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	食品衛生思想の普及・啓発を行うことで、食品関係業、商店の育成並びに飲食に起因する感染症、食中毒、その他衛生上の危害の発生防止を図り、もって商業活動の活性化と公衆衛生の増進に寄与する。	(1)浴場施設の衛生管理、及び衛生水準の維持向上に資する。 (2)組合員の衛生知識や接客サービスなどの講習会に参加する。 (3)福祉入浴事業を実施する。 (4)活性化事業として、各種のイベントを実施する。	152	200	200	(1)継続するもの	ウ 他市町との協議等により、市の負担が決定している事業等	200

補助金チェックシート 産業生活部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R6年度 要求額 (千円)
									R3	R4	R5	説明		
93	生活環境課	公衆浴場組合運営補助金	丸亀公衆浴場組合	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域住民の日常生活において、保健衛生上必要な施設である、公衆浴場について衛生施設の改善向上、経営の健全化振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者の利益の擁護に資するため、自主的活動を促進し、安全、安心で福祉と心豊かな地域社会づくりに貢献することを目的とする。	(1)浴場施設の衛生管理、及び衛生水準の維持向上に資する。 (2)組合員の衛生知識や接客サービスなどの講習会に参加する。 (3)福祉入浴事業を実施する。 (4)活性化事業として、各種のイベントを実施する。	360	360	0	(2)原則として廃止するもの	ウ 社会情勢等の変化により補助の目的が適切でなく、事業効果の薄れている事業等	0
94	生活環境課	犬猫不妊去勢手術費補助金	市内で犬猫を飼っていて、不妊去勢手術を受けた市民	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	犬猫と共存する社会づくりを目指し、飼い犬又は飼い猫に不妊去勢手術を行うことにより、不必要な繁殖を防止し、動物の愛護及び管理について意識の高揚を図るため、手術費用の一部を補助している。	当該年度1世帯につき犬又は猫2頭1頭につき3,000円	2,145	2,190	2,121	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,700
95	生活環境課	地域猫活動支援事業補助金	地域猫活動に取り組む地域	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H28	地域猫活動に取り組む地域を支援し、飼い主のいない猫(以下「野良猫」という。)の適正な管理を推進することにより、人と動物との調和のとれた共生社会を実現することを目的とする。	上限額は1地域につき200千円 ・地域猫活動に必要な野良猫の不妊去勢手術費150千円 ・地域猫活動に必要な消耗品購入費50千円	0	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	200
96	生活環境課	マイクロチップ装着費補助金	市内で犬猫を飼っていて、マイクロチップを装着した市民	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R4	飼い犬・猫へのマイクロチップ装着を推進し、所有者明示・責任を明確にするとともに、適正な飼養・管理を図るために、装着費用の一部を補助する。	当該年度1世帯につき犬又は猫のいずれか1頭1頭につき3,000円	-	144	141	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	600
97	生活環境課	飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金	市内に住所を有する個人又は代表者が香川県の譲渡ボランティア制度に登録している市内で活動する団体	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R6	飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、市民の生活環境の保全を図ることにより、人と動物が共生して穏やかに暮らせる社会の実現を目的とする。	当該年度の補助頭数は、個人につき1世帯4頭分まで、団体につき1団体10頭分までを上限。 補助金額は、1頭につき、10,000円又は不妊去勢手術及び耳カットに要する費用のいずれか低い額。	-	-	-	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,000
98	生活環境課	河川清掃事業費補助金	河川清掃に取り組む団体等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	R5	河川清掃に取組むに団体等に対し、事業を継続するための基盤づくりを支援する。	事業経費のうち、他から補助金を受けていない金額に対して、予算の範囲内で支援する。	-	-	290	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	300
99	生活環境課	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	市民	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、温室効果ガスの排出抑制を推進するため、設備導入者に導入費用の一部を補助する。	・住宅用太陽光発電システム 2万円に太陽電池の公称最大出力値を乗じて得た額を補助。 上限 新築8万円 既築10万円	11,113	14,850	9,488	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	12,300
100	生活環境課	住宅用太陽熱利用システム設置費補助金	市民	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、温室効果ガスの排出抑制を推進するため、設備導入者に導入費用の一部を補助する。	・住宅用太陽熱利用システム 設置費用の1/10(上限)を補助。 自然循環型3万円 強制循環型10万円	60	109	108	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	160
101	生活環境課	住宅用蓄電システム設置費補助金	市民	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R2	「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、温室効果ガスの排出抑制を推進するため、設備導入者に導入費用の一部を補助する。	・住宅用蓄電システム 一律8万円	7,360	7,520	10,640	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	11,200
102	生活環境課	ZEH化促進補助金	市民	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R5	「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、温室効果ガスの排出抑制を推進するため、設備導入者に導入費用の一部を補助する。	・ZEH 一律20万円	-	-	20,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	26,000

補助金チェックシート 産業生活部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R6年度要求額(千円)
									R3	R4	R5	説明		
103	生活環境課	住宅用V2H設置費補助金	市民	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R5	「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、温室効果ガスの排出抑制を推進するため、設備導入者に導入費用の一部を補助する。	・V2H 一律5万円	-	-	150	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	250
104	生活環境課	EV車等購入促進補助金	市民	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R5	「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、環境性能に優れた自動車を購入した方に購入費用の一部を補助する。	・次世代自動車(EV,PHEV,FCV) 一律5万円	-	-	2,350	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,750
105	生活環境課	丸亀市自家消費型太陽光発電等導入費補助金	中小企業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R4	「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、中小企業者への再生可能エネルギーの導入促進するため、費用の一部を補助する。	○中小企業者向け ・太陽光発電システムまたは蓄電システムを設置する中小企業者へ導入費の一部を補助。 ・5万円に太陽電池の公称最大出力値を乗じて得た額を補助 上限 50万円 ・蓄電システム 一律30万	-	0	2,255	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	8,000
106	クリーン課	資源リサイクル事業推進協議会協力金	丸亀市資源リサイクル事業推進協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H21	市が推進する資源リサイクル事業の実施に協力する実施団体を組織化するとともに、事業の効率的運用と推進を図ることを目的とする。	還元金及び運営費	31,023	46,443	48,303	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	50,000
107	クリーン課	生ごみ処理容器等設置補助金	市内に住所を有する者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	家庭から排出される調理残等有機性ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化を図る。	・生ごみ処理機(電気式) 本体購入価格の1/2で2万円を上限 ・生ごみ処理容器(コンポスト) 本体購入価格の1/2で3千円を上限 ・ダンボールコンポスト 購入価格のうち1千円を上限	806	820	1,100	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,650